

第6章 魅力あふれる地域のまちづくり

住んでいる地域をより良い環境に育てていきたい…地域に暮らし、地域を愛する住民がまちづくりの主演でなくてはなりません。地域のコミュニケーションを密にし、活気にあふれ、安全・安心の住み良いまちを、みんなで目指していこうではありませんか。

具体的に、魅力あふれる地域のまちづくりの進め方の基本的な流れについて、見てみましょう。

1 地域の「まちづくりの芽」を発見しよう！

きれいなまちにしたい、安全なまちにしたい、魅力あふれるまちにしたい、という住民共通の願いと、具体的な地域の課題が一致したとき、「まちづくりの芽」は、はっきりと浮かんできます。地域のまちづくりは、そこからスタートします。



2 まちづくりへの展開

それでは、「まちづくりの芽」を発見し、地域ぐるみでまちづくりを展開するには、どのようなプロセスが必要でしょうか。一つの流れを示します。これを参考に、地域の実情に応じて進め方を考えてみましょう。

(1) 第1段階 「まちづくりの芽」の発見

- ① 住民が困っている課題や問題を相談し、提起できる地域の窓口や仕組みを明確にしておきます（例えば、日ごろの困り事やまちづくりのアイデアは自治会長へ・・・など）。
- ② それが地域として取り組むべき課題なのか、そして解決策はどうするかを練るために、みんなの参加で協議する場を設けます（例えば、「自治会の総会」や「まちづくり協議会又はその準備会の会議」など）。
- ③ 日常的に各種団体との協力関係を密に保つとともに、人の交流・情報交流の場（拠点）を設けます。

(2) 第2段階 「まちづくりの芽」を育てる

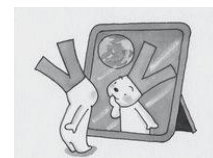
- ① 地域で取り組む課題が見えてきたら、その課題が、
 - ・ 地域の住民（自治会をはじめ各種団体やボランティアなど）が主体となって取り組むべき課題であるか（「市民相互の協働」）
 - ・ 市と一緒に取り組むべき課題であるか（「市民と行政の協働」）を判断します。（例えば、「ごみ出しルールの徹底」は地域で主体的に、「夜道が暗くて危険な場合の対策」は、市と相談・協議して・・・など）。
- ② 活動経費を伴う場合は、自治会やまちづくり協議会の年間事業計画として予算化するか、年度途中であれば、改めて住民間で協議し、活動を位置付けます。

(3) 第3段階 まちづくりを進める

- ① 必要に応じて、プロジェクトチームを編成します。
- ② 中間支援組織(*)やアダプト・プログラム(P37 参照)の活用も考えます。
- ③ 住民に活動経過を報告し、参加協力を呼びかけます。
- ④ 実施後、その結果をみんなで評価し合います。
- ⑤ 改善すべき点があれば話し合い、次のステップへと進みます。
- ⑥ 様々なまちづくり活動の取組み全体をみんなで共有しながら、地域としてめざしたい将来像づくり（地域まちづくりビジョンの策定）につなげていきます。

(*) 中間支援組織：地域のまちづくりや市民活動団体の育成などを目的とする組織。行政と市民の中間に位置し、パイプ役を果たします。また、情報の提供や相談に応じてくれます。

主な中間支援組織として、次のような窓口があります。



名称	場所	電話	業務内容
市民活動交流センター	岐阜市司町 40-5 みんなの森 ぎふメディアコス モス1階	264-0011	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動について、情報の集積及び発信、実践の場の提供、支援及び交流の促進、人材の育成、調査及び研究に関する事業 ・NPO およびボランティアの育成・支援 ・市民活動に関する相談や情報の収集・提供 ・セミナーの開催 ・協働事業「協議の場」の開催など
岐阜市まちづくりサポートセンター	岐阜市司町 40-5 みんなの森 ぎふメディアコス モス1階	264-0011	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会に対する活動支援 ・まちづくりトークの開催 ・コミュニティビジネスの研究 ・市民活動団体、各種企業等の連携づくり ・まちづくり人材の育成
(一財) 岐阜市にぎわいまち公社	岐阜市柳ヶ瀬通 1丁目12番地 岐阜中日ビル2階	266-1377	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり活動への支援や啓発、ぎふ景観まちづくりファンド事業、まちなかレンタルサイクル事業、市営駐車場管理事業、柳ヶ瀬あい愛ステーションの運営などの中心市街地活性化に関する事業
岐阜市生涯学習センター	岐阜市橋本町 1-10-23 ハートフルスクエア-G内	268-1055	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習・ボランティアに関する相談・情報の提供 ・ボランティア登録の受付・コーディネート ・講座や講演会の開催など
岐阜市ボランティアセンター	岐阜市都通 2-2 岐阜市民福祉活動センター2階	255-5511	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに関する相談・紹介・情報の提供 ・ボランティア保険の加入受付 ・講座・研修会等の開催など

3 まちづくり協議会

●まちづくり協議会はどんな活動をするの？

- 地域の課題、地域の特性・資源を見つけ活動の展開方法を話し合い
地域の将来像を描く（活動の見直し、企画・運用の工夫など）
- お互いが活動への意見を言うことができ、情報を交換し合う場
- 必要に応じて、共通のテーマごとにグループ（部会）で取り組む
（より深い話し合い）
- より多くの参加が得られるようにアイデアを出し合う
（幅広い年齢層の住民と一緒に）
- 広報紙やホームページ、チラシの作成と提供（地域への情報発信）



●まちづくり協議会ができると、何が変わる？

①地域の未来を話し合う機会をつくる

「地域をこうしたい」という夢のある話をするこ
とで
やらされ仕事ではなく、何のための活動か再確認できる

②後継者をつくり、組織をつなぐ

若者や女性、新住民など新しい人に、ゆるやかに活躍の
チャンスを与えて、活動の後継者育成につなげる

③協議を常設にして、活動をしやすいにする

各団体から活動提案や呼びかけ、お願いをするときに、
「いつ、どこで話し合えるのか」がわかりやすくなる



●まちづくり協議会の役割って？

自治会の役割	まちづくり協議会の役割
環境美化活動 ・ゴミゼロ運動 ・資源分別回収 ・ごみステーションの設置、管理 ・ごみ出しルールやマナーの徹底 ・アダプト・プログラム など	・各種団体間などの橋渡し、連絡、調整が重要な役割 ・地域まちづくりビジョンの策定 ・既存活動のより効率的、効果的な展開や新たなまちづくり活動を検討 ・地域の課題、特性を考慮し、取り組む事業を整理 ・地域のまちづくりに関わる人材の育成 ・まちづくりに関する情報の発信
防犯・防災活動 ・自主防災隊の運営、防災訓練や非常用資材の準備 ・子どもの見守り活動や夜間パトロールの実施 ・街路灯の設置や管理 など	
イベント等の開催 ・敬老会の開催 ・新成人を祝い励ます会の開催 など	
文化・レクリエーション活動 ・運動会の開催 ・文化祭の開催 など	

●「自治会連合会」と「まちづくり協議会」の関係は？

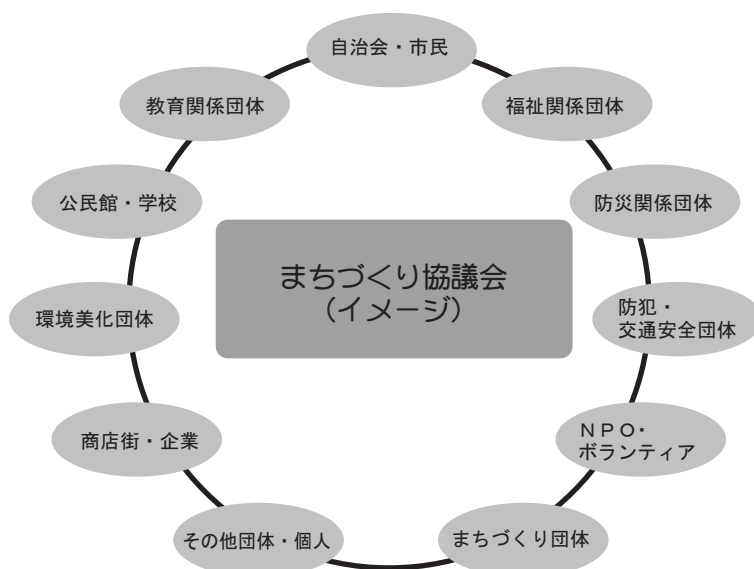
まちづくり協議会と、自治会連合会や各種団体等は上下関係ではありません。自治会連合会と各種団体等は「まちづくり協議会の構成員として一つの協議の場に臨み、地域の合意を形成する過程から参画し、地域全体の総意のもとでさまざまな活動と一緒に携わっていく」という関係です。

自治会連合会は、地縁団体として地域課題を解決されてきたこれまでの実績と信頼の下に実行力を持った、地域においてなくてはならない存在です。しかし、今後の地域活動の担い手不足等の課題が心配される中、より広い連携のもとでの実施体制、例えばまちづくり協議会の事業として課題別の専門部会などにおいて、地域全体の連携のもとに継続実施することが考えられます。加えて、連携した活動により、相乗効果が生まれ情報発信力が高まり、より暮らしやすい地域になるまちづくり活動ができるようになることが期待されます。

●「自治会連合会」の「まちづくり協議会」における位置づけは？

自治会連合会は地域の中で中心的なリーダーシップを発揮されており、まちづくり協議会においても核となる組織であるといえます。まちづくり協議会が設立された後は、一般的ですが、単位自治会が構成員として参加することや、また、自治会連合会が参画してその傘下の組織として単位自治会が間接的に参加するという形が考えられます。これらの場合、参加する段階で、自治会連合会が包括的に他の団体を取り込んでいる場合は役割分担の観点から、それぞれの役割を整理する必要があるでしょう。

このように、自治会連合会とまちづくり協議会の関係は、その参加の形態によって変わってきますが、直接的、間接的、いずれにしても参加と協力の関係であって、上下関係ではありません。



左図は一般論ですので、まちづくり協議会によっては、当てはまらない場合があります。

●まちづくり協議会一覧（設立順）

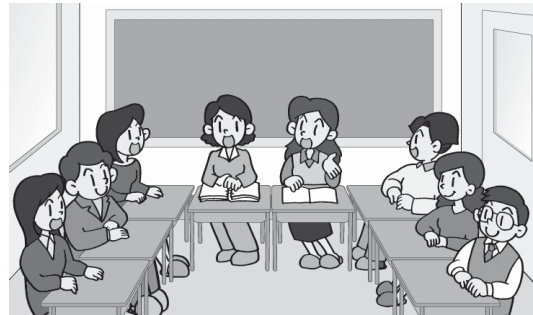
1	京まちづくりの会 (設立 H16. 5. 31)	23	藍川まちづくり協議会 (設立 H27. 1. 16)
2	岩野田北まちづくり協議会 (設立 H16. 10. 2)	24	三輪北まちづくり協議会 (設立 H27. 2. 2)
3	響明るい白山まちづくりの会 (設立 H17. 1. 7)	25	ときわまちづくり協議会 (設立 H27. 2. 10)
4	水と親しむ西郷まちづくり推進協議会 (設立 H17. 4. 19)	26	鶉まちづくり協議会 (設立 H27. 3. 1)
5	芥見南・安心・安全なまちづくり委員会 (設立 H17. 7. 25)	27	岩まちづくり協議会 (設立 H27. 8. 30)
6	鷺山まちづくり協議会 (設立 H17. 8. 30)	28	城西まちづくり協議会 (設立 H27. 10. 21)
7	芥見東まちづくり協議会 (設立 H19. 1. 26)	29	七郷いきいきふるさとづくり委員会 (設立 H28. 1. 17)
8	鏡島まちづくり協議会 (設立 H19. 7. 1)	30	柳津町まちづくり協議会 (設立 H28. 2. 10)
9	日置江地域まちづくり協議会 (設立 H20. 6. 18)	31	厚見まちづくり協議会 (設立 H28. 2. 28)
10	三里まちづくり協議会 (設立 H20. 6. 20)	32	早田まちづくり協議会 (設立 H28. 3. 9)
11	則武まちづくり協議会 (設立 H20. 12. 6)	33	金華まちづくり協議会 (設立 H29. 2. 17)
12	本荘まちづくり協議会 (設立 H21. 5. 15)	34	木之本まちづくり協議会 (設立 H29. 2. 19)
13	合渡まちづくり協議会 (設立 H22. 5. 30)	35	加納東まちづくり協議会 (設立 H29. 2. 26)
14	芥見まちづくり協議会 (設立 H22. 10. 16)	36	徹明まちづくり協議会 (設立 H29. 12. 6)
15	三輪南まちづくり協議会 (設立 H23. 6. 25)	37	加納西まちづくり協議会 (設立 H29. 12. 15)
16	日野まちづくり協議会 (設立 H24. 7. 22)	38	市橋まちづくり協議会 (設立 H31. 2. 16)
17	茜部まちづくり協議会 (設立 H24. 7. 29)	39	梅林まちづくり協議会 (設立 H31. 2. 16)
18	島まちづくり協議会 (設立 H24. 8. 8)	40	木田まちづくり協議会 (設立 H31. 2. 23)
19	本郷まちづくり協議会 (設立 H25. 6. 20)	41	岩野田まちづくり協議会 (設立 R1. 10. 26)
20	黒野まちづくり協議会 (設立 H25. 10. 30)	42	長良西まちづくり協議会 (設立 R1. 11. 1)
21	長良東まちづくり協議会 (設立 H25. 12. 6)	43	長森東汎愛の郷づくり協議会 (設立 R2. 2. 29)
22	明德まちづくり協議会 (設立 H26. 12. 19)	令和 4 年 1 月末現在	

4 地域力創生事業（担当：市民活動交流センター）

（1）地域力創生事業とは？

安全・安心の環境、子育て・教育環境、文化・歴史など、あらゆる分野で地域が発揮する力を「地域力」といいます。

この地域力を高めるために、地域住民のニーズを把握し、地区の将来目標を定めることが必要となります。そこで、「まちづくり協議会」を設立することで、地域の連携強化を図ることが可能となり、個性あふれるまちづくりが期待できます。



岐阜市では、地域の皆さんが主体的に「安全で快適な魅力ある地域のまちづくり」を進めるために、地域の連携、話し合いによるまちづくりの取り組みを支援しています。

市内では43地区（令和4年1月現在）でまちづくり協議会が設立され、12地域で地域まちづくりビジョンが策定されるなど、市は地域力創生事業に基づく支援に取り組んでいます。

（2）まちづくり活動への支援

ステップ①

■まちづくり活動の話し合いの場などへの講師派遣支援

- ・地域の各種団体の連携による「まちづくり」のあり方等を話し合う場、勉強会、研修会等に地域コーディネーター、講師を派遣



ステップ②

■まちづくり協議会の設置・運営支援（初年度）

- ・協議会運営費 10万円（事業費の2/3以内）
- ・事務局人件費、広報紙の発行含む



ステップ③

■まちづくり協議会の活動（次年度以降）

- ステップ3-①
- ・協議会運営費、事業費 30万円（補助対象経費の2/3以内）
 - ・地域と行政の協働を明確にしたまちづくりを推進



- ステップ3-②
- ・協議会運営費、事業費 50万円（補助対象経費の4/5以内）
 - ・地域と行政の協働を明確にしたまちづくりを推進
 - ・地域の将来像を描き、その実現のために実施すべき事業をとりまとめた地域まちづくりビジョンを策定

まちづくりビジョン



5 アダプト・プログラム～ぎふまち育て隊～（担当：市民活動交流センター）

（1） アダプト・プログラムを活用したまちづくり

アダプト・プログラムは住民が主体となって、美化活動を中心に公共空間を育てていくために制度化されたものです。言い換えれば「行政にゆだねられてきた空間」からみんなで創り、育て上げる「新たな公共」への転換の一手法と言えます。

地域のまちづくりを進めるとき、この公共空間を対象とした活動については、アダプト・プログラムが活用できないかを考えることで、進め方を整理することができます。

（2） アダプト・プログラムの進め方

- ① 地域の活動組織を設置
規約により、目的・活動内容を明確化し、広く住民も参加できるように配慮（地域との協調的取り組み）
- ② 活動対象となる場所の明確化
対象となるエリアを地図上で明確化
- ③ 年間の活動計画の明確化
活動経費が必要な場合は、予算書（収入・支出）も作成

（3） アダプト・プログラムの利点

住民のボランティア活動を制度的に位置付けることによって

- ・ 市の保険を適用（傷害・賠償責任保険）
 - ・ サインボードで明示することにより地域活動にステータスを付加
- *アダプト・プログラムの活動に対する、市からの補助金はありません。



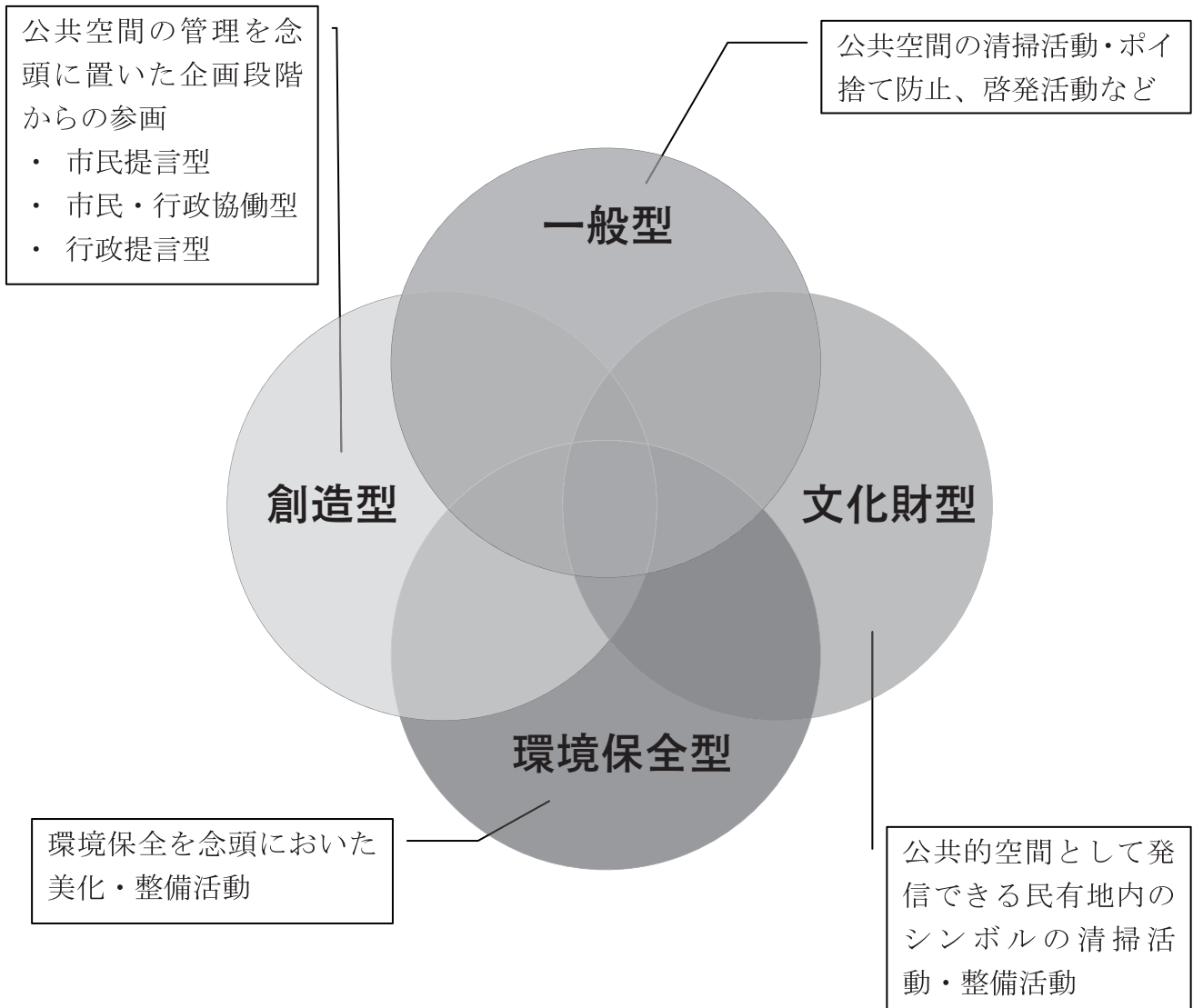
〈サインボード〉

（4） アダプト・プログラムの4つのパターン

「一般型」「創造型」「文化財型」「環境保全型」の4タイプを互いに組み合わせて展開することも考えられます。



「アダプト・プログラム～ぎふまち育て隊～の4タイプ」



◇コラム 「アダプト・プログラムとは」

1985年にアメリカのテキサス州で生まれたアダプト・プログラムは、わが国でも多くの自治体で導入されています。継続的に公共空間の美化活動を進めるため、市民団体と市が覚書を結び、このことを広く知らせるための看板（サインボード）を市が設置します。また、この美化活動には市の加入している保険が適用されます。

全国的には清掃活動を指しますが、岐阜版アダプト・プログラム「ぎふまち育て隊」は、4タイプとしました。特に維持管理を念頭に企画段階から参加する創造型や、民有地内も公共空間と捉えた文化財型は珍しいタイプです。